



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	琉球大学大学教育運営規則
Author(s)	-
Citation	琉球大学大学教育センター報 = University Education Center Bulletin(13): 81-99
Issue Date	2010-02
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/41670
Rights	

○琉球大学大学教育運営規則

〔平成8年3月11日〕
制 定

(趣旨)

第1条 琉球大学学則第18条の2の規定に基づく琉球大学における大学教育（共通教育及び専門基礎教育（以下「共通教育等」という。）並びに専門教育をいう。以下同じ。）の運営については、この規則の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 琉球大学における大学教育は、琉球大学学則第17条に規定する教育課程の編成方針に基づき、共通教育等と専門教育との有機的連携及び4年（医学部医学科にあつては6年）一貫教育の推進並びに専門教育に係る学部間協力の推進を図るため、琉球大学全学教育委員会（以下「全学教育委員会」という。）の下で実施する。

- 2 共通教育等は、全学教育委員会が教育課程を編成し、各学部及び共同利用施設等の教員が授業を行う。
- 3 専門教育は、各学部が教育課程を編成し、当該学部の教員又は必要に応じ他学部若しくは共同利用施設等の教員が授業を行う。

(全学教育委員会)

第3条 大学教育の基本方針、自己点検・評価及び共通教育等の教育課程の編成、企画、調整及び実施並びに教育課程の改善等、大学教育に関する重要事項について審議・決定するため、教育研究評議会の下に全学教育委員会を置く。

- 2 全学教育委員会の組織及び運営については、別に定める。

(大学教育センター)

第4条 共通教育等の企画、調整及び実施に当たるとともに、大学教育の充実・向上のための調整研究を行うため、学内共同利用施設として琉球大学大学教育センター（以下「センター」という。）を置く。

- 2 センターの組織及び運営については、別に定める。

(学部教育委員会)

第5条 学部における教育課程の編成、大学教育の自己点検・評価及び改善等について審議するとともに、全学教育委員会等と連携し共通教育等の円滑な運営を図るため、各学部に教育委員会を置く。

- 2 前項及び次の各号に掲げるもののほか、教育委員会の審議事項、組織及び運営については、各学部が定めるものとする。
 - (1) 教育委員会の委員は教授をもって充てる。ただし、これによることのできないやむを得ない事情がある場合に限り、当該委員数の半数までは准教授をもって充てることができる。
 - (2) 教育委員会の委員長は、原則として当該学部選出の評議員をもって充てる。

(科目企画委員会)

第6条 全学教育委員会の下に、共通教育等に係る授業科目の開設について総括するため、科目企画委員会を置く。

2 科目企画委員会の組織及び運営については、別に定める。

(大学教育改善等委員会)

第7条 全学教育委員会の下に、大学教育の改善を図るため、大学教育改善等委員会を置く。

2 大学教育改善等委員会の組織及び運営については、別に定める。

(科目提供責任学部等)

第8条 共通教育等を円滑に行うため、琉球大学共通教育等履修規程第2条に定める授業科目区分ごとに、別表のとおり科目提供責任学部及び総括学部等を置く。

2 科目提供責任学部は、共通教育等の基本方針、開設授業科目等に基づき、開設授業科目の実施方法等についてまとめ、担当教員の手配など授業の実施について責任を負う。

3 総括学部等は、科目提供責任学部としての任務を行うほか、当該授業科目区分に係る他の科目提供責任学部を総括する。

4 科目提供責任学部以外の学部等は、科目提供責任学部からの授業科目開設等の協力依頼に対して、積極的に対応するとともに、共通教育等の在り方、希望開設授業科目とその内容等について意見を提出する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月1日)

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月1日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

授業科目区分	科目提供責任学部	総括学部等
人 文 系 科 目	法文学部	
社 会 系 科 目	法文学部	
自 然 系 科 目	理学部	
健 康 運 動 系 科 目	教育学部	
総 合 科 目	全学部	大学教育センター
琉 大 特 色 科 目	全学部	大学教育センター
情 報 関 係 科 目	情報科学演習にあつては全学部	工学部 大学教育センター
	日本語表現法入門にあつては法文学部	
外 国 語 科 目	法文学部	
専 門 基 礎 科 目	教育学部, 理学部, 医学部, 工学部, 農学部	理学部
日 本 語 ・ 日 本 事 情 科 目	法文学部	

○琉球大学全学教育委員会規程

〔平成8年年3月11日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学大学教育運営規則第3条第2項の規定に基づき、琉球大学全学教育委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学教育の基本方針に関すること。
- (2) 大学教育の自己点検・評価に関すること。
- (3) 共通教育等の企画・調整及び実施に関すること。
- (4) 共通教育等のカリキュラム編成及び履修基準に関すること。
- (5) 共通教育等と専門教育との調整及び学部間協力の推進に関すること。
- (6) 共通教育等に係る非常勤講師採用計画に関すること。
- (7) 教育課程の改善、シラバス及び学生による授業評価に関すること。
- (8) 大学教育に係る研修（FD等）及び他大学との連携協力に関すること。
- (9) 大学教育に係る諸規則（個々の学部に係る事項を除く。）に関すること。
- (10) 大学教育センターの人事、予算及び管理運営に関すること。
- (11) その他大学教育に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（教育・学生担当及び研究・社会連携・国際交流担当）
- (2) 附属図書館長
- (3) 大学教育センター長及び副センター長
- (4) 大学教育センター専任教員
- (5) 生涯学習教育研究センター長、総合情報処理センター長、大学評価センター長及び外国語センター長
- (6) 各学部の教育委員会委員長
- (7) 科目企画小委員会委員長
- (8) 大学教育改善等委員会副委員長
- (9) 学生部長
- (10) 学長が特に必要と認める者

2 前項第10号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第10号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、理事（教育・学生担当）をもって充て、副委員長は、大学教育センター長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会が必要と認めるときは、専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学生部教務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2条第5号に規定する審議事項については、教養部廃止までの間、琉球大学組織及び運営見直し検討委員会において審議するものとする。

附 則（平成9年3月25日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月14日）

この規則は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則（平成12年5月1日）

この規則は、平成12年5月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年6月28日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則（平成18年3月28日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学大学教育企画運営委員会規則（平成8年3月11日制定）は、廃止する。

附 則（平成18年9月26日）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

○琉球大学科目企画委員会規程

平成18年3月28日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、大学教育運営規則第6条第2項の規定に基づき、琉球大学科目企画委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 共通教育等の開設授業科目に関して総括すること。
- (2) 授業科目区分間の連絡調整に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育センター副センター長(共通教育等企画担当)
 - (2) 各科目企画小委員会委員長
 - (3) その他副センター長が必要と認める者
- 2 前項第3号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第1号に規定する委員をもって充て、副委員長は同条同項第2号に規定する委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことが

できる。

(科目企画小委員会)

第8条 共通教育等の開設授業科目に関し、企画、調整及び実施を行うため、授業科目区分ごとに科目企画小委員会を置く。

2 科目企画小委員会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学生部教務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、全学教育委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 琉球大学科目企画委員会委員長会議の設置要項(平成12年7月1日制定)は、廃止する。

○琉球大学科目企画小委員会規程

〔平成8年年3月11日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学科目企画委員会規程第8条第2項の規定に基づき、琉球大学科目企画小委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 授業科目区分ごとに次の委員会を置く。

- (1) 人文系科目企画小委員会
- (2) 社会系科目企画小委員会
- (3) 自然系科目企画小委員会
- (4) 健康運動系科目企画小委員会
- (5) 総合科目企画小委員会
- (6) 琉大特色科目企画小委員会
- (7) 情報関係科目企画小委員会
- (8) 外国語科目企画小委員会
- (9) 専門基礎科目企画小委員会
- (10) 日本語・日本事情科目企画小委員会

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 開設授業科目の名称、授業概要、及び科目数等の原案作成に関すること。
- (2) 開設授業科目の担当教員（非常勤講師を含む。）等についての科目提供責任学部等との調整に関すること。
- (3) シラバスの原案作成依頼及びその取りまとめに関すること。
- (4) 授業時間割の調整に関すること。
- (5) 共通教育等に対する学部等からの要望・意見への対応に関すること。
- (6) その他共通教育等の企画、調整及び実施に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 前項の委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項に規定する委員会のうち、次の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 人文系科目企画小委員会の(2)号委員
- (2) 社会系科目企画小委員会の(2)号委員

- (3) 自然系科目企画小委員会の(2)号委員
 - (4) 健康運動系科目企画小委員会の(2)号委員及び(3)号委員
 - (5) 情報関係科目企画小委員会の(2)号委員及び(3)号委員
 - (6) 外国語科目企画小委員会の(2)号委員
 - (7) 専門基礎科目企画小委員会の(2)号委員
 - (8) 日本語・日本事情科目企画小委員会の(2)号委員及び(3)号委員
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 第1項前各号で規定する委員以外の各学部の教育委員会委員及び大学教育改善等委員会委員の任期は、その委員の任期による。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、次の方法により選出する。
 - (1) 総合科目企画小委員会、琉大特色科目企画小委員会及び情報関係科目企画小委員会の委員長は、科目企画委員会において選出する。
 - (2) 専門基礎科目企画小委員会の委員長は、総括学部等の委員のうちから科目企画小委員会が選出する。
 - (3) 日本語・日本語事情科目企画小委員会の委員長は、留学生センターの委員のうちから科目企画小委員会が選出する。
 - (4) その他の科目企画小委員会の委員長は、科目提供責任学部の委員のうちから科目企画小委員会が選出する。
- 3 副委員長は、次の方法により、科目企画小委員会委員のうちから科目企画小委員会が選出する。
 - (1) 総合科目企画小委員会、琉大特色科目企画小委員会及び情報関係科目企画小委員会の副委員長は、委員長所属学部以外の学部委員から選出する。
 - (2) 日本語・日本事情科目企画小委員会の副委員長は、法文学部委員から選出する。
 - (3) その他の科目企画小委員会の副委員長は、委員長所属学部以外の学部委員（法文学部委員を除く。）から選出する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生部教務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、全学教育委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月14日）

この規則は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則（平成11年6月22日）

この規則は、平成11年6月22日から施行する。

附 則（平成11年10月29日）

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成12年7月25日）

この規則は、平成12年7月25日から施行する。

附 則（平成16年5月1日）

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月28日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項第1号、第2号、第3号及び第6号の各科目企画小委員会の(2)号委員（学部の関係教員2人）のうち1人、並びに同条第1項第8号に規定する日本語・日本事情科目企画小委員会の(3)号委員（留学生センター教員2人）のうち1人については、第5条第1項の規定にかかわらず、施行後に任命される委員の任期は平成21年3月31日までとする。

附 則（平成21年2月24日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第5条第1項に規定する第1号から第6条までの委員会委員のうち、改正により減となる委員の任期は、平成21年3月31日までとする。
- 3 改正前の第5条第1項に規定する第1号から第8号までの委員会委員で、改正後も任命される委員の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、改正前にふされた任期とする。

別表（第4条関係）

科目企画小委員会名	委員構成
人文系科目企画小委員会	(1) 各学部の教育委員会委員 各1人 (2) 法文学部の関係教員 2人
社会系科目企画小委員会	(1) 各学部の教育委員会委員 各1人 (2) 法文学部の関係教員 2人
自然系科目企画小委員会	(1) 各学部の教育委員会委員 各1人 (2) 理学部の関係教員 2人 (3) 熱帯生物圏研究センター教員 1人
健康運動系科目企画小委員会	(1) 各学部の教育委員会委員 各1人 (2) 教育学部の関係教員 1人 (3) 保健管理センター教員 1人
総合科目企画小委員会	(1) 各学部の教育委員会委員 各1人 (2) 大学教育改善等委員会委員 2人
琉大特色科目企画小委員会	(1) 各学部の教育委員会委員 各1人 (2) 大学教育改善等委員会委員 2人
情報関係科目企画小委員会	(1) 各学部の教育委員会委員 各1人 (2) 各学部の関係教員 各1人 (3) 総合情報処理センター教員 1人
外国語科目企画小委員会	(1) 各学部の教育委員会委員 各1人 (2) 法文学部の関係教員 2人
専門基礎科目企画小委員会	(1) 各学部の教育委員会委員 各1人 (2) 教育学部, 理学部, 医学部, 工学部, 農学部の関係教員 各1人
日本語・日本事情科目企画小委員会	(1) 各学部の教育委員会委員 各1人 (2) 法文学部の関係教員 1人 (3) 留学生センターの教員 2人

○琉球大学大学教育改善等委員会規程

〔平成8年年3月11日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学大学教育運営規則第7条第2項の規定に基づき、琉球大学大学教育改善等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の改善のための調査研究に関すること。
- (2) 履修モデルの作成のための調査研究に関すること。
- (3) 少人数教育、教育法等の教育方法の改善に関すること。
- (4) 大学教育の自己点検・評価、シラバス及び学生による授業評価の企画に関すること。
- (5) 大学教育に係る研修（FD等）の実施に関すること。
- (6) 大学教育に係る他大学との連携協力に関すること。
- (7) 大学教育に関する調査研究とその成果の公表に関すること。
- (8) その他大学教育の改善に関すること。

・(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育センター副センター長（研究開発担当）
- (2) 大学教育センター専任教員
- (3) 各学部の教育委員会委員のうちから推薦された教員 各1人
- (4) 大学教育に関する研究分野の教員 若干人

2 前項第4号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1項第3号に規定する委員の任期は、その委員の任期による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号に規定する委員をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学生部教務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、全学教育委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月14日)

この規則は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則 (平成17年5月24日)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月28日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

○琉球大学大学教育センター規則

〔平成8年年3月11日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、琉球大学大学教育運営規則第4条第2項の規定に基づき、琉球大学大学教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育の基本方針の立案に関する事。
- (2) 共通教育等のカリキュラム編成及び履修基準の立案に関する事。
- (3) 共通教育等に係る予算、設備の整備等に関する事。
- (4) 共通教育等の企画、調整及び実施に関する事。
- (5) 共通教育等と専門教育との調整に関する事。
- (6) 共通教育等に係るシラバス、時間割等の編集に関する事。
- (7) 共通教育等に係る非常勤講師採用計画に関する事。
- (8) 共通教育等の自己点検・評価に関する事。
- (9) 科目企画委員会に関する事。
- (10) 教育課程の改善に関する事。
- (11) 履修モデルの作成に関する事。
- (12) 少人数教育、教授法等の教育方法の改善に関する事。
- (13) 大学教育の自己点検・評価、シラバス及び学生による授業評価の企画に関する事。
- (14) 大学教育に係る研修（FD等）の実施に関する事。
- (15) 大学教育に係る他大学との連携協力に関する事。
- (16) 大学教育に関する調査研究とその成果の公表に関する事。
- (17) 大学教育改善等委員会に関する事。
- (18) 全学教育委員会の審議事項に係る原案作成に関する事。
- (19) その他大学教育に関する事。

(大学教育センター会議)

第3条 前条に掲げる共通教育等の企画、調整及び実施並びに教育課程の改善等の業務を円滑に実施するため、センターに、センター会議を置く。

2 センター会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長（共通教育等企画担当及び研究開発担当）

- (3) 科目企画小委員会委員長
 - (4) 専任教員
 - (5) その他必要な職員
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
 - 3 副センター長（共通教育等企画担当）は、第2条第4号から第9号までの業務を行う。
 - 4 副センター長（研究開発担当）は、第2条第10号から第17号までの業務を行う。
 - 5 センター長は、「施設等の長の選考に関する申合せ（平成18年2月20日役員会決定）」に基づき、学長が指名する。
 - 6 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。
 - 7 センター長及び副センター長はの任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 8 専任教員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。
 - 9 専任教員の選考については、国立大学法人琉球大学教員選考基準に定めるもののほか、施設等の管理運営の在り方（平成17年11月22日教育 研究評議会了承）に基づき、センター長が別に定める。

(庶務)

第5条 センターの庶務は、学生部教務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、学長の承認を得てセンター長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命される第6条第1項第2号及び第3号に規定する者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

附 則（平成9年3月25日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月14日）

この規則は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則（平成12年7月25日）

この規則は、平成12年7月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学大学教育センター長候補者の選考の手続きに関する申合せ（平成11年1月26日全学教育委員会制定）及び大学教育企画運営委員会による大学教育センター長候補者の推薦に関する申合せ（平成15年4月15日大学教育企画運営委員会決定）は、

廃止する。

- 3 改正前のこの規則に基づき任命された部門長は、改正後の第4条第1項第2号に定める副センター長とみなし、その任期は、第4条第7項の規定にかかわらず、任命の際に付された日までとする。

附 則（平成19年3月27日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○琉球大学大学教育センター会議に関する規程

平成18年3月28日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学大学教育センター（以下「センター」という。）規則第3条第2項に基づき、センター会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 センター会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 共通教育等の企画・調整及び実施に関すること。
- (2) 共通教育等の自己点検・評価に関すること。
- (3) 共通教育等と専門教育との調整及び学部間協力の推進に関すること。
- (4) 共通教育等に係る非常勤講師採用計画に関すること。
- (5) 教育課程の改善、シラバス及び学生による授業評価に関すること。
- (6) 学生の履修指導に関すること。
- (7) 大学教育に係る研修（FD等）及び他大学との連携協力に関すること。
- (8) 科目企画委員会及び大学教育改善等委員会に関すること。
- (9) センターの人事、予算及び管理運営に関すること。
- (10) 全学教育委員会の審議事項の原案作成に関すること。
- (11) その他大学教育に関すること。

(組織)

第3条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長（共通教育等企画担当及び研究開発担当）
 - (3) 科目企画委員会副委員長
 - (4) 大学教育改善等委員会副委員長
 - (5) センター専任教員
 - (6) 教務課長
 - (7) センター長が特に必要と認める者
- 2 前項第7号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第7号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 センター会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第1号に規定する委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、センター会議を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 センター会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 センター会議の庶務は、学生部教務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センター会議の運営に関し必要な事項は、センター会議が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、全学教育委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学大学教育センター連絡会議の設置要項(平成12年7月11日制定)は、廃止する。